

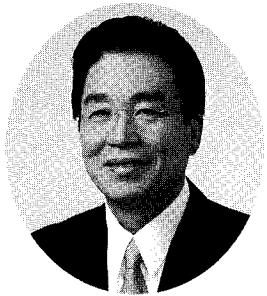
大分市行政改革 推進プラン

平成20年度～平成24年度

「ともに築く 希望あふれる 元気都市」をめざして

大 分 市

は　じ　め　に



少子高齢化の進行、人口減少の時代の到来により、かつてのような右肩上がりの成長が見込めない社会経済情勢の中で、行政サービスに対する住民のニーズは、ますます高度化・多様化しています。

こうした中、地方分権の進展に伴い、国と地方の関係は、これまでの「上下・主従」から「対等・協力」の関係へと大きく見直され、地方は自らの判断と責任でまちづくりの方向性や進め方を決定していくことが必要となってきています。

今後も、極めて厳しい財政状況が見込まれる中で、市民ニーズに的確に応えながら、将来に亘って質の高い行政サービスを提供していくためには、国に対して権限や財源の移譲を強く求めていくことはもちろんのこと、徹底したコスト意識のもとに事務事業の見直しや業務の効率化等を進め、自立・安定した健全な財政基盤を確立していくことが不可欠であります。

また同時に、まちづくりに当たっては、これまで専ら行政が主体となって行ってきた仕組みを見直し、市民と行政の相互理解と信頼の中で、自分たちでできることは自分たちで解決していくという「協働のまちづくり」をさらに進めしていく必要があると考えています。

このようなことから、本市では、行政改革推進本部を中心に全庁的な取組のもと、「行政改革推進プラン（素案）」を作成し、パブリック・コメントを実施するとともに、学識経験者、市民代表等からなる「行政改革推進市民委員会」や市議会からのご意見・ご提言もいただく中で、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする「大分市行政改革推進プラン」を策定いたしました。

今後とも、市政の主役は市民であるとの認識のもと、本計画を着実に推進することにより、総合計画に掲げる「ともに築く 希望あふれる 元気都市」の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成20年4月

大分市長　釤　宮　磐

《 目 次 》

1. 行政改革推進プラン策定の背景	1
(1) これまでの行政改革の取組	1
(2) 本市を取り巻く社会経済情勢	2
① 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来	
② 本格的な地方分権時代の到来	
③ 都市間競争の激化	
④ 国・地方を通じた厳しい財政状況	
(3) 本市の財政状況	3
(4) 大分市総合計画に掲げる諸施策の推進	4
2. 策定の趣旨	4
3. 基本方針	4
4. 計画の体系	5
<u>1 市民サービスの向上</u>	5
(1) 計画行政の推進	5
(2) 窓口サービスの向上	5
(3) 公共施設のサービスの向上	5
(4) 情報化によるサービスの向上	5
<u>2 市民協働によるまちづくりの推進</u>	5
(1) 市民協働のしくみづくり	6
(2) 市民と行政の情報の共有化	6
(3) 市民協働による行政の展開	6
<u>3 効率的な行政システムの確立</u>	6
(1) 業務の効率化等の推進	7
(2) 組織機構の見直し	7
(3) 人事・給与等の見直し	7
(4) 健全な財政運営の確保	8

5. 計画期間	9
6. 数値目標	9
(1) 改善目標額	9
(2) 職員数の目標値	10
① 本市の定員管理の状況等	
② 今後の退職者の見込みについて	
③ 計画期間内の定員管理の基本的な考え方	
7. 計画策定にあたっての組織等	13
(1) 大分市行政改革推進市民委員会	13
(2) 市民意見公募手続（パブリック・コメント）の実施	13
(3) 庁内体制	13
8. 計画の進行管理	13
● 推進項目	15～30

1. 行政改革推進プラン策定の背景

(1) これまでの行政改革の取組

本市では、平成 8 年 2 月に策定した「大分市行政改革大綱」に基づき、平成 10 年 12 月に平成 14 年度を目標年度とした「大分市行政改革推進計画」を策定する中、数値目標や推進項目を掲げ、組織機構の整備、事務事業の見直し、公共工事のコスト縮減、職員数の適正化など、行財政運営の効率化、健全化に取り組んできました。

さらに、平成 16 年 1 月には、極めて厳しい社会経済情勢下において、地方分権時代にふさわしい行政システムの構築を目指して、平成 15 年度から 19 年度までを計画期間とする「大分市行政改革アクションプラン」を策定し、その計画では、115 億円の改善目標額、市民 124 人当たり 1 人の職員数を数値目標として掲げる一方、窓口業務の見直しや市民との協働の推進、業務執行方式の見直しなど、44 の推進項目と 100 にも上る推進プログラムを掲げ、行政改革を推進してきたところです。

こうした結果、数値目標のうち、改善目標額については、平成 15 年度から 18 年度までの 4 年間で当初目標を大きく上回る約 196 億円の効果実績を挙げ、最終的には約 280 億円の改善効果額に達する見込みとなっています。

また、職員数の目標値については、平成 19 年 4 月 1 日現在で、市民 123.9 人当たり 1 人の職員数となったところであり、平成 20 年 4 月 1 日には職員数の目標値も達成することが確実となっています。

なお、各推進項目、推進プログラムについても、平成 19 年度までに全て実施できる見通しとなっています。

さらに、アクションプランの推進項目の一つである「業務執行方式の見直し」については、今後とも増嵩する社会保障関係費や職員の大量退職期への対応などを踏まえ、中長期的な取組を行っていく必要があるとの観点から、平成 18 年 3 月に、アクションプランの計画期間を超える平成 18 年度から 25 年度までの 8 年間で、民間活力の導入や非正規職員の活用等により、約 500 名（約 13 %）の職員数の削減を図る「中長期的な業務執行方式の見直し計画」を作成し、着実に推進しているところでもあります。

(2) 本市を取り巻く社会経済情勢

①少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

わが国の少子高齢化は、他の先進諸国に例を見ないスピードで進行しており、平成 17 年には、明治 32 年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来しました。

本市においては、現在人口は微増していますが、いずれ減少に転ずる時期が到来することが予想されています。

こうした中で、経済社会システムの各分野において、持続可能性を確保するための改革を断行し、少子高齢時代にあっても質の高い生活を実現することが求められています。

②本格的な地方分権時代の到来

平成 19 年 4 月に「^{*1}地方分権改革推進法」が施行され、政府の地方分権改革推進委員会においては、中央政府と対等・協力の関係にある地方政府の確立を目指すという基本的な考え方方が示されるなど、地方分権は新たな段階に入りました。

今後は、国と地方公共団体の役割分担が見直され、権限の移譲や地方税財源措置の検討などが行われる一方で、地方が自主的に決定し、自ら行ったことについては、その結果についても地方が責任を負う仕組みが構築されることとなります。

本市においても、自らの判断と責任において行政を運営することにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図っていくことが必要となってきます。

③都市間競争の激化

地方分権の進展は、さらなる都市間競争の激化を意味します。

国と地方の役割分担の見直しにより、自主的・自立的な都市づくりを行うことが可能となる反面、魅力のない都市はたちまち衰退していくことが予想されます。

こうした中で、本市が国内のみならずアジア諸国をはじめとする国際社会も含めたグローバルな都市間競争の時代に生き残っていくためには、地域の個性と魅力を強化し、より主体的・創造的な都市づくりに取り組んでいく必要があります。

*1 地方分権改革推進法：平成 18 年 12 月 15 日法律第 111 号。国と地方の役割分担を見直す地方分権改革を推進するため、その検討手法、組織などを定めた法律。19 年 4 月 1 日に施行。3 年間の時限立法。

④国・地方を通じた厳しい財政状況

わが国の行財政を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や今後とも高水準で推移する長期債務の償還負担の影響等により、依然として極めて厳しい状況にあります。

今後、経済成長を維持しつつ財政健全化を進めていくためには、国も地方も共に、国民の理解や信頼のもと、歳出・歳入全般に亘り、不断に行政改革に取り組み、簡素で効率的な行政を実現することが求められます。

本市においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてきたところですが、今後とも、市民への説明責任を適切に果たす中で、更なる改革を進め、自立性と創造性の高い自治体運営を行っていく必要があります。

(3) 本市の財政状況

本市において、今後予測される地方交付税の大幅な減少や社会保障関係費にかかる扶助費をはじめとする義務的経費の増加などを加味して平成19年10月に公表した「財政収支の中期見通し」によると、平成23年度末の主要3基金残高は9億円と試算され、今後とも厳しい財政状況が続くことが見込まれています。

こうしたことから、今後も、行政改革に継続的に取り組み、財政基盤を安定化することによって、市民が夢と希望を持てるまちづくりを推進していく必要があります。

財政収支の中期見通し（一般会計）(単位：億円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
歳入 A	1,537	1,509	1,523	1,529	1,547
歳出 B	1,537	1,545	1,546	1,552	1,555
収支 A-B		△36	△23	△23	△8
収支不足の累計		△36	△59	△82	△90

収支不足に対する措置

基金繰入金		36	23	23	8
主要3基金残高	99	63	40	17	9

*2 義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、法令やその性質により支出が義務付けられている経常的な経費で、職員の給与費等の人工費、生活保護費等の扶助費、市債の償還費である公債費がこれに当たる。

*3 主要3基金：災害の発生や歳入欠陥などの不測の事態に備えたり、特定の目的などのために積み立てられた財産（基金）のうち、財政調整基金、減債基金、市有財産整備基金の3基金を指す。

(4) 大分市総合計画に掲げる諸施策の推進

本市では、平成19年7月に市政運営の基本指針となる新たな総合計画を策定し、めざすまちの姿（都市像）「ともに築く 希望あふれる 元気都市」の実現に向け、諸施策に取り組むこととしています。

この計画推進の基本姿勢として、「行政改革の推進・計画的な財政運営」を掲げているところであり、今後とも多様化する行政ニーズに的確に対応し、市民サービスの向上を図るため、徹底したコスト意識のもと行政改革を進め、効率的な行政システムの構築と計画的な財政運営に努める必要があります。

2. 策定の趣旨

本計画は、市の行政運営に関する改革の方向性を示すもので、市の全ての組織・職員が日々の業務の中で改革努力を重ねていく上で共有する基本的な指針となるものです。

今後も、市の将来を見据えながら、これまでのシステムを見直し、行政の仕組みや発想・手法を改革し、又は引き続き取り組んでいくため、「大分市行政改革推進プラン」を策定します。

3. 基本方針

★地方主権時代にふさわしい行政運営システムの構築 ～「ともに築く 希望あふれる 元気都市」をめざして～

今後とも、極めて厳しい行財政状況が見込まれる中で、地方の自主性・自立性が十分に発揮される地方主権の時代にふさわしい行政主体として、市民の視点に立った行政サービスの向上を図るとともに、市政の様々な課題に対しては市民と行政それぞれが役割と責任を担い合う協働のまちづくりを推進しながら、最少の経費で最大の効果を挙げる効率的な行政システムを構築します。

4. 計画の体系

1 市民サービスの向上

大分市総合計画に掲げる諸施策を着実に実施するとともに、ますます多様化・複雑化する市民ニーズを的確に把握する中で、市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供し、市民満足度の向上を図ります。

(1) 計画行政の推進

- 大分市総合計画に掲げる諸施策の実現に向け、各施策に対する市民の意識調査を実施するとともに、各種個別計画の推進を図ります。
- 資源・エネルギーの節約やごみの再資源化に努めるなど、環境にやさしい行政運営を推進します。

(2) 窓口サービスの向上

- 市民を行政サービスの顧客として捉え、市民本位のもと、市民が満足する窓口サービスを提供します。
- 市税等の支払について、新たな納付方法等を検討することにより、市民の利便性の向上を図ります。

(3) 公共施設のサービスの向上

- 支所の建て替えに併せ、機能の充実を図るとともに、支所・出張所等における取扱業務の拡充を図ります。
- 公共施設の利用時間の延長や公共サービスの利用場所の拡大等により、市民の利便性の向上を図ります。

(4) 情報化によるサービスの向上

- IT(情報技術)を活用して、新たなシステムの構築や業務の情報化を推進します。
- 市民が見やすい、分かりやすいホームページづくりに努めるとともに、電子申請・届出が可能な手続を拡大し、市民の利便性の向上を図ります。

2 市民協働によるまちづくりの推進

まちづくりの主役は市民であるとの認識のもと、市民が主体的に行政運営やまちづくりに参画できる環境やしくみをつくるとともに、市民と行政との

情報の共有化を図りながら、市政の様々な課題解決に当たっては相互理解と信頼の中で、市民と行政それが自分たちでできることは自分たちで解決していくという市民総参加による協働のまちづくりを推進します。

(1) 市民協働のしくみづくり

- 市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進するため、より多くの市民が参加できるようなしくみを構築します。
- 審議会等の会議公開制度を創設するとともに、委員の選定にあたっては、公募制の推進や女性委員の登用率の向上に努めます。

(2) 市民と行政の情報の共有化

- 市民の意見等を通して市民ニーズを的確に反映した市政を実現するとともに、行政情報を積極的に提供することにより、市民への説明責任の徹底と情報の共有化を図ります。
- 市が保有する個人情報を守るため、個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策の充実を図ります。^{*1}

(3) 市民協働による行政の展開

- 地域における市民活動や地域からの情報発信について、行政が積極的に支援することにより、活力ある個性豊かな地域づくりを推進します。
- 市民のボランティア活動に対する理解と自発的な社会奉仕精神の醸成を図るとともに、市民やNPO法人等との連携を通して、協働のまちづくりを進めます。

3 効率的な行政システムの確立

コスト意識の徹底を図る中で、必要性・有効性・効率性の観点から、事務事業や組織機構等の見直しに取り組むとともに、将来に亘って質の高い行政サービスを提供できるよう、自立・安定した健全な財政運営の確保を図ります。

*1 情報セキュリティ対策：行政が保有する個人情報を含む様々な情報（データ）について、その運用と保管の安全を脅かす天災や機器の障害、コンピュータウイルスなどの不正プログラム、情報の漏えい等から守るために、人的、物的、機械的な面からの対策を講じること。

(1) 業務の効率化等の推進

- 事務処理手法等を見直すことにより行政事務の効率化を図るとともに、^{*5}行政評価制度の取組などを通じて事務事業等の見直しを行います。
- 市民サービスの維持向上と行政責任の確保を図る中で、可能な限り民間活力を利用するなど、効率的な業務の執行や公共施設の維持管理等に努めます。
- 工事の計画・設計の見直しや発注の効率化等により、公共工事のコスト縮減を図るとともに、入札制度における一層の透明性、客観性、競争性の向上に取り組みます。

(2) 組織機構の見直し

- 自主・自立・市民協働を基本とする地方主権時代にふさわしい組織体制の構築を図るとともに、市民に分かりやすい組織名に変更します。
- 組織の統廃合や縮小を図るとともに、^{*6}グループ制の導入やプロジェクトチームの活用等により、横断的・弹力的な組織の運用を行います。^{*7}

(3) 人事・給与等の見直し

- 職場ごとの業務量を把握し、職員の適正配置を図るとともに、再任用・嘱託・臨時職員の効率的な活用を行います。
- 職員からの建設的な意見や提案を積極的に活用するとともに、人材育成基本方針に基づき、情熱あふれ、市民に信頼される職員を育成します。
- 国や他の地方公共団体の状況等を調査・検証しながら、各種手当の見直しや時間外勤務の縮減による手当の削減など、給与の適正化等に努めます。

*5 行政評価制度：行政が行う事務事業などを「行政が行う必要があるか」「コストは妥当か」などという観点から評価・検証し、その改善を図っていくとする制度。

*6 グループ制：従来の係制を見直し、平成13年4月より導入。業務の増減繁閑や新たな行政課題に応じ、課内の組織（グループ）の編成を隨時組み替えることにより、業務量の均一化を図るとともに、効率的かつ動態的な組織の構築を目的とした組織形態。

*7 プロジェクトチーム：特定の計画、課題を達成するために、各部門からそれぞれ専門的知識を有する者を集めて組織し、達成後は元の職場に戻るといった臨時組織のこと。

(4) 健全な財政運営の確保

- 分権型予算制度の活用など効率的な予算編成を行うとともに、財政状況等をより正確に把握することにより、健全な財政運営を行います。^{*8}
- 借入利率の高い地方債の繰上償還や住民参加型市場公募債の発行など、地方債の効率的な活用に努めます。^{*9}
- 市税収納率の向上に向けた取組や使用料・手数料の適正化、未利用地の有効活用など、あらゆる手法を凝らし、自主財源の確保に努めます。
- 特別会計や水道事業会計について、独立採算を基本とした経営の健全化を図るとともに、市が出資している外郭団体等の自立化を推進します。^{*10}

*8 分権型予算制度：各部局が主体的判断のもと、事業の選択と財源配分に創意工夫をし、各部局に配分された財源の範囲内で予算編成を行おうとする制度。

*9 住民参加型市場公募債：地方公共団体が発行する債券を住民に購入してもらうことにより資金を調達する地方債のことで、資金調達方法の多様化・住民の地域参画意識の高揚などが主な目的である。

*10 自主財源：地方公共団体が自動的に収入し得る財源で、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のこと。

*11 特別会計：地方公共団体が特定の事業について、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、一般会計とは別に設置する会計で、大分市では現在 16 の特別会計がある。

5. 計画期間

計画の期間は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とします。

6. 数値目標

計画の数値目標を次のとおり設定します。

(1) 改善目標額 175 億円

本計画の取組により、平成 19 年度決算と比較した場合の平成 20 年度から平成 24 年度までの改善目標額（累計）175 億円の達成をめざします。

(単位：億円)

項目	目標額
行政事務の効率化、事務事業の整理・合理化	30.0
業務執行方式の見直し	33.4
公共施設の建設、維持管理、運営等の見直し	2.7
公共工事等の見直し	24.5
給与の適正化等	14.1
地方債の効率的活用	16.3
受益者負担の適正化	3.1
未利用地の有効活用、その他自主財源の確保	16.8
特別会計の健全化	26.1
水道事業会計の経営健全化	8.0
合計	175.0

(注) 改善目標額は、計画の体系「3. 効率的な行政システムの確立」に掲げる各推進項目の取組により見込まれる改善効果額を集計したものです。

(2) 職員数の目標値

職員 1 人当たりの市民の数 138 人（平成 25 年 4 月 1 日現在）

①本市の定員管理の状況等

●^{*12}中核市との比較（平成 19 年 4 月 1 日現在） P12 参照

国の実施する地方公共団体定員管理調査では、平成 19 年 4 月 1 日現在の職員数を比較すると、人口を職員数で除して得た職員 1 人当たりの人口は、本市が 123.9 人、中核市 35 市全体の平均が 115.7 人となっており、この単純平均による比較においては、本市は、相対的に職員数が少ない状況（職員 1 人が担当する市民の数が多いほど職員が相対的に少ないことになります。）にあります。

また、部門別の比較では、^{*13}一般行政部門は平均的な職員数となっていますが、^{*14}特別行政部門は多く、^{*15}公営企業等部門ではかなり少ない状況となっています。

しかしながら、公営企業等部門で市立病院や市営交通などを抱え、それらに多くの職員を配置している市があり、また一方では、消防や水道行政を、一部事務組合等で広域的に実施することで、それらの部門に職員が配置されていない市もあることから、こうした本市と異なる要因に係る職員数について、これらを除外し、又は平均的な職員数が配置されているものとみなした修正値を算出すると、職員 1 人当たりの人口の中核市平均は、127.1 人であり、本市は、この値を下回ることとなり、相対的に職員数が多い状況となっています。

*12 中核市：政令指定都市を除く人口 30 万人以上の都市のうち、申出により指定を受けた都市で、政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理すべきとされた事務以外の事務を処理することができる。平成 19 年 4 月 1 日現在、中核市は全国で大分市を含め 35 市となっている。

*13 一般行政部門：総務省が毎年度実施する「地方公共団体定員管理調査」の区分で、一般会計に属する部門。（特別行政部門、公営企業等部門を除くすべての部門）

*14 特別行政部門：総務省が毎年度実施する「地方公共団体定員管理調査」の区分で、教育、消防に属する部門。

*15 公営企業等部門：総務省が毎年度実施する「地方公共団体定員管理調査」の区分で、水道等の公営企業会計及び下水道、国民健康保険、介護保険等の特別会計に属する部門。

②今後の退職者の見込みについて

平成 20 年度から平成 28 年度までは、毎年度、約 130 人から 180 人の職員が退職するいわゆる大量退職期となっています。特に、本推進プランの計画期間の 5 年間のうち、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間は、毎年度 170 人前後が退職する見込みであり、大量退職期の中でも退職者数が極めて多い状況にあります。

③計画期間内の定員管理の基本的な考え方

上記のように、本推進プランの計画期間は、大量退職期の中でも相対的に定年退職者が多い時期に当たりますが、定員管理は、新規採用者数の平準化に配慮しながら、前年度の退職者数に対して新規採用者数を抑制する中で、計画的、段階的に削減していくことを基本としています。

具体的には、平成 18 年 3 月に策定した「中長期的な業務執行方式の見直し計画」に基づき、ごみ収集運搬業務や学校給食共同調理場の給食調理業務の民間活力の活用をはじめ、公の施設の指定管理者制度の導入、校務員・事務補佐員の職務の一元化、嘱託職員や再任用職員の活用などを図ります。

また、一方では、地方分権に伴う国や県からの権限の移譲による業務量の増加、福祉保健対策の充実強化や消防力の強化などに新たな人員配置の必要も見込まれることから、これらについて適正な配置を行っていきます。

こうした中で、本推進プランの計画期間内において、「職員 1 人当たりの市民の数 138 人」を目標値として、平成 19 年 4 月 1 日現在の職員数と比較して、約 390 人の純減を図り（ただし、平成 19 年 4 月 1 日より施行された地方分権改革推進法に基づき、国、県から市に対して大幅に業務が移譲された場合などは、新たな目標値を設定する必要があります。）、適正な定員管理を推進します。

中核市における人口及び職員数 (平成19年4月1日現在)

区分	都市名 (人口順)	住民基本 台帳人口 (a)	部門別職員数			職員数 合計 (b)	職員 1 人 当たり人口 (単純値) (a/b)	職員数 修正値 (c)	職員 1 人 当たり人口 修正値 (a/c)
			一般行政計	特別行政計	公営企業等計				
1	相模原	688,385	3,196	1,278	203	4,677	147.2	4,964	138.7
2	岡山	683,258	3,453	1,617	1,171	6,241	109.5	5,761	118.6
3	熊本	659,329	3,095	1,400	1,661	6,156	107.1	5,178	127.3
4	鹿児島	601,122	2,642	1,153	1,763	5,558	108.2	4,411	136.3
5	船橋	576,384	2,518	1,287	785	4,590	125.6	4,317	133.5
6	姫路	532,584	2,217	1,315	487	4,019	132.5	3,911	136.2
7	松山	512,464	2,077	964	488	3,529	145.2	3,514	145.8
8	宇都宮	500,211	2,542	854	394	3,790	132.0	3,790	132.0
9	東大阪	491,608	1,990	1,082	915	3,987	123.3	3,412	144.1
10	倉敷	471,401	2,087	1,103	534	3,724	126.6	3,597	131.1
11	大分	464,018	2,207	1,068	470	3,745	123.9	3,745	123.9
12	福山	462,775	2,520	740	1,058	4,318	107.2	4,263	108.5
13	長崎	450,842	2,321	941	1,051	4,313	104.5	3,754	120.1
14	金沢	441,681	1,738	937	777	3,452	127.9	3,177	139.0
15	横須賀	428,889	1,947	970	880	3,797	113.0	3,343	128.3
16	富山	417,024	2,337	1,087	950	4,374	95.3	3,758	111.0
17	高松	416,447	1,947	1,118	967	4,032	103.3	3,527	118.1
18	豊田	416,243	2,145	798	287	3,230	128.9	3,230	128.9
19	岐阜	413,099	2,080	958	1,026	4,064	101.6	3,380	122.2
20	和歌山	383,699	2,043	912	492	3,447	111.3	3,447	111.3
21	長野	381,903	1,770	745	301	2,816	135.6	2,807	136.1
22	豊橋	381,656	1,456	645	1,306	3,407	112.0	2,454	155.5
23	奈良	367,902	2,033	896	343	3,272	112.4	3,266	112.6
24	宮崎	367,373	1,558	658	401	2,617	140.4	2,556	143.7
25	岡崎	360,008	1,729	526	1,003	3,258	110.5	2,514	143.2
26	高槻	359,193	1,405	677	405	2,487	144.4	2,294	156.6
27	いわき	357,026	1,880	657	1,570	4,107	86.9	2,926	122.0
28	旭川	356,087	1,511	830	782	3,123	114.0	2,636	135.1
29	郡山	337,542	1,484	351	315	2,150	157.0	2,491	135.5
30	川越	333,360	1,622	496	250	2,368	140.8	2,705	123.3
31	秋田	329,295	1,716	945	814	3,475	94.8	3,020	109.0
32	高知	326,321	1,742	739	415	2,896	112.7	2,896	112.7
33	青森	311,169	1,387	336	1,135	2,858	108.9	2,390	130.2
34	函館	290,873	1,676	913	1,226	3,815	76.2	2,958	98.3
35	下関	287,810	1,673	763	888	3,324	86.6	2,843	101.2
合 計		15,158,981	71,744	31,759	27,513	131,016	115.7	119,235	127.1
平均		433,114	2,050	907	786	3,743		3,407	
部門別職員 1人当たり人口	中核市	211	477	551	115.7	115.7	127.1	127.1	
	大分市	210	434	987	123.9		123.9		

(備 考)

- 1 人口及び職員数は、平成19年地方公共団体定員管理調査による数値としている。
- 2 職員数修正値(c)は、本市が実施していない市立病院及び交通事業に従事する職員数を除き、また、消防又は水道事業を市が行わず、一部事務組合等で広域処理している市にあっては、当該部門に平均的な職員数が配置されているものとみなして算出(当該市の人口×当該部門を実施している中核市の当該部門の職員数の計÷当該部門を実施している中核市の人口の計)している。

7. 計画策定にあたっての組織等

(1) 大分市行政改革推進市民委員会

計画の策定にあたり、市民から専門的かつ幅広い意見を聴くため、学識経験者や市民代表等からなる「大分市行政改革推進市民委員会」を設置し、提言等をいただきました。

(2) ^{*16}市民意見公募手続（パブリック・コメント）の実施

計画の策定にあたり、より多くの市民の幅広い意見を聴くため、市民意見公募手続（パブリック・コメント）制度を活用し、平成19年12月18日から平成20年1月17日までの間、計画素案に対する意見等をいただきました。

(3) 庁内体制

「行政改革推進本部」、「統括会議」、「行政改革推進班」、「プロジェクトチーム」等の庁内組織を通して、全職員の創意と英知の結集のもと、計画の策定にあたりました。

8. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、「行政改革推進本部」、「統括会議」、「行政改革推進班」等の庁内組織を通して、毎年度の進捗状況等を把握する中で、その進行管理に取り組みます。

また、「大分市行政改革推進市民委員会」を毎年度開催し、進捗状況や今後の取組方針等について、検討・協議いただくとともに、市報やホームページでも公表し、市民の意見を幅広く聴きながら実施してまいります。

*16 市民意見公募手続（パブリック・コメント）：市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等の策定にあたり、広く市民の意見を公募し、意見等を考慮した上で最終的な意思決定を行おうとするもの。

～推進項目～

1. 市民サービスの向上	15
(1) 計画行政の推進	15
(2) 窓口サービスの向上	16
(3) 公共施設のサービスの向上	17
(4) 情報化によるサービスの向上	18
2. 市民協働によるまちづくりの推進	19
(1) 市民協働のしくみづくり	19
(2) 市民と行政の情報の共有化	20
(3) 市民協働による行政の展開	21
3. 効率的な行政システムの確立	23
(1) 業務の効率化等の推進	23
(2) 組織機構の見直し	25
(3) 人事・給与等の見直し	26
(4) 健全な財政運営の確保	27

大柱	中柱	推進項目（整理番号）	推進プログラム	ページ
市民サービスの向上	計画行政の推進	1 計画的な施策の展開	1 市民満足度調査の実施	15
			2 ※各種個別計画の推進	15
	窓口サービスの向上	2 環境にやさしい行政運営の推進	1 グリーン化の推進	15
			2 低公害車の導入の推進	15
	窓口サービスの向上	3 窓口業務の充実	1 ※総合窓口サービスの充実	16
			2 ※窓口サービス提供時間の延長	16
			3 住民票等の自動交付機の設置	16
			4 広域行政窓口サービスの拡充	16
			5 ※相談窓口業務の拡充	16
			6 ※フロアマネジャーの活用	16
			7 ※その他窓口サービス提供場所等の拡大	16
	4 市税等の納付環境の充実	1	※多様な納付方法の導入	16
情報化によるサービスの向上	公共施設のサービスの向上	5 支所・出張所機能の充実	1 (仮称) 佐賀関市民センターの建設	17
			2 その他支所建替えに伴う機能の充実	17
			3 支所・出張所取扱業務の拡充	17
	6 公共施設の利用時間等の延長		1 時差通勤制度の実施	17
			2 公共施設案内・予約システムの利便性の向上	17
			3 ※その他公共施設の利用時間等の延長	17
	7 公共サービスの利用場所等の拡大		1 幼保連携の取組	17
			2 図書貸出・返却の校区公民館への拡充	17
			3 その他公共サービスの利用場所等の拡大	17
	8 電子自治体の推進		1 ※統合型G I S (地理情報システム) の導入	18
			2 ブロードバンド環境の整備	18
			3 その他業務等の情報化	18
	9 インターネットの活用によるサービスの充実		1 ※ホームページのリニューアル	18
			2 ※電子申請・届出の拡充	18

※印は、大分市行政改革アクションプラン（H15～H19）から引き続いて取り組む推進プログラムである。

大柱	中柱	推進項目（整理番号）	推進プログラム	ページ
市民協働によるまちづくりの推進	市民協働のしくみづくり	10 市民参加のためのしくみの構築	1 自治基本条例策定の取組	19
			2 あなたが支える市民活動応援事業の創設	19
			3 人材情報の一元化	19
			4 生き生き学習サポート事業の創設	19
			5 豊の都市ひとづくり委員会の設立	19
			6 地区公民館長公募制の導入	19
	11 審議会機能等の充実		1 審議会等の会議公開制度の創設	19
			2 ※審議会委員等の公募制の推進	19
			3 ※女性委員の積極的登用	19
	12 市民からの意見の反映		1 ※おでかけ市長室の開催	20
			2 ※市民政策提言制度の活用	20
			3 市民意見公募手続（パブリック・コメント）制度の活用	20
			4 ※市政モニター制度の活用	20
			5 ワークショップの活用	20
	13 充実した行政情報の提供		1 大分市仕事宣言の推進	20
			2 ※情報公開制度の充実	20
			3 ホームページの活用	20
			4 まちづくり出張教室の開催	20
			5 ※中期財政計画など財政状況の公表	20
			6 その他各種情報の提供	20
	14 個人情報の適正管理		1 ※個人情報保護制度の充実	21
			2 情報セキュリティ対策の充実	21
	市民協働による行政の展開	15 地域コミュニティ活性化の推進	1 地域まちづくり活性化事業・ご近所の底力再生事業等の展開	21
			2 ※総合型地域スポーツクラブの設立・育成	21
			3 地域コミュニティネットの活用	21
		16 協働によるひとづくり・まちづくり	1 日本一きれいなまちづくり運動の推進	22
			2 ※きれいにしょうえおおいた推進事業の展開	22
			3 自主防災組織の結成と防災指導者養成事業の推進	22
			4 健康推進員や運動指導員による健康づくりの推進	22
			5 みんなの森づくり事業の推進	22
			6 ※第63回国民体育大会における市民ボランティア活動等の促進	22
			7 路上違反広告物除却推進員の活用	22
			8 豊の都市すこやか放課後子ども教室の推進	22
			9 その他各種ボランティアの活用	22
	17 NPO法人等との協働の推進		1 企画提案型協働モデル事業の実施	22
			2 ※その他協働事業等の推進	22

※印は、大分市行政改革アクションプラン（H15～H19）から引き続いて取り組む推進プログラムである。

大柱	中柱	推進項目（整理番号）	推進プログラム	ページ
効率的な行政システムの確立	業務の効率化等の推進	18 行政事務の効率化	1 総務事務の一元化	23
			2 滞納市債権の情報共有化	23
			3 外部監査制度の活用	23
			4 ※その他行政事務の見直し	23
		19 事務事業の整理・合理化	1 ※行政評価制度の活用	23
			2 ※各種補助金・負担金の見直し	23
			3 その他事務事業の見直し	23
		20 業務執行方式の見直し	1 ※ごみ収集運搬業務の見直し	24
			2 ※学校給食調理業務の見直し	24
			3 ※小中学校等の校務員、事務補佐員業務の見直し	24
			4 移動図書館業務の廃止	24
			5 養護老人ホーム清心園の民間移譲	24
			6 ※大分高等専修学校の廃止	24
			7 ※その他業務の見直し	24
		21 公共施設の建設、維持管理、運営等の見直し	1 ※PFI手法等の活用	24
			2 指定管理者制度の活用	24
		22 公用自動車の見直し	1 公用自動車のリース化	24
			2 タクシー利用の推進	24
			3 ※その他公用自動車の見直し	24
		23 公共工事等の見直し	1 ※公共工事のコスト縮減	25
			2 総合評価落札方式の活用	25
			3 ※一般競争入札等の拡大	25
組織機構の見直し	24 時代の要請に効果的かつ的確に対応する組織体制の充実	1 ※地方主権時代にふさわしい組織体制の構築	25	
		2 市民に分かりやすい組織名への変更	25	
	25 簡素で効率的な組織体制の整備と横断的・弾力的な組織の活用	1 ※グループ制の活用	25	
		2 ※プロジェクトチーム等の活用	25	
		3 ※その他組織の統廃合	25	
	26 職員の適正配置	1 ※業務量に見合った職員の適正配置	26	
		2 ※再任用、嘱託、臨時職員の効率的活用	26	
人事・給与等の見直し	27 職員提案等の積極的活用	1 ※ティー・トークの実施・活用	26	
		2 ※職員提案制度の活用	26	
		3 アントレプレナーシップ事業制度の活用	26	
	28 職員の意識改革と人材育成	1 コンプライアンス（法令遵守）条例の制定	26	
		2 ※人材育成基本方針の推進	26	
		3 長期療養職員復帰サポート制度の活用	26	
	29 給与の適正化等	1 ※給与・各種手当等の適正化	27	
		2 ※時間外勤務の縮減による手当の削減	27	

※印は、大分市行政改革アクションプラン（H15～H19）から引き続いて取り組む推進プログラムである。

大柱	中柱	推進項目（整理番号）	推進プログラム	ページ
効率的な行政システムの確立 健全な財政運営の確保	30	効率的な予算編成	1 適正なプライマリーバランスの確保	27
			2 分権型予算制度の活用	27
	31	新たな財政分析手法の導入	1 公会計の整備	27
			2 健全化判断比率の導入	27
	32	地方債の効率的活用	1 借入利率等を考慮した借入期間の設定	28
			2 ※借入利率の高い地方債の繰上償還	28
			3 住民参加型市場公募地方債の発行	28
	33	市税の安定的確保	1 ※口座振替の促進	28
			2 ※滞納整理の強化	28
	34	受益者負担の適正化	1 ※使用料・手数料の見直し	28
			2 その他受益者負担の見直し	28
	35	未利用地の有効活用	1 ※普通財産の転用・売却・貸付等	28
	36	その他自主財源の確保	1 広告料事業収入の確保	29
			2 ネーミングライツの導入	29
			3 その他自主財源の確保	29
	37	特別会計の健全化	1 ※国民健康保険特別会計の健全化	29
			2 ※国立公園高崎山自然動物園事業特別会計の健全化	29
			3 ※交通災害共済事業特別会計の廃止	29
			4 ※公共下水道事業特別会計の健全化・企業会計方式の導入	29
			5 ※公設地方卸売市場事業特別会計の健全化	29
			6 ※農業集落排水事業特別会計の健全化	29
			7 ※介護保険特別会計の健全化	29
			8 ※その他特別会計の健全化	29
	38	水道事業会計の経営健全化	1 漏水量の抑制・有効率の向上	30
			2 公共工事の効率的施工	30
			3 企業債の効率的活用	30
			4 未利用財産の売却・貸付等	30
			5 ※滞納整理の強化	30
			6 事務事業評価システムの導入	30
			7 業務執行方式の見直し	30
			8 再任用職員の活用	30
	39	外郭団体等の自立化の促進	1 高崎山管理公社業務の見直し	30
			2 土地開発公社業務の見直し	30
			3 その他外郭団体等の自立化の促進	30

※印は、大分市行政改革アクションプラン（H15～H19）から引き続いて取り組む推進プログラムである。

1. 市民サービスの向上

(1) 計画行政の推進

		整理番号		1												
推進項目	計画的な施策の展開															
実施概要	●「大分市総合計画」に掲げる諸施策の実現に向け、各施策に対する市民の意識調査を行うとともに、各種個別計画の推進を図ります。															
推進プログラム	所管課	関係課	年度計画													
① 市民満足度調査の実施	企画課、行政改革推進室		20	21	22	23	24									
② 各種個別計画の推進	企画課	関係各課	検討・実施													

		整理番号		2												
推進項目	環境にやさしい行政運営の推進															
実施概要	●資源・エネルギーの節約や、ごみの再資源化に努めるなど、行政事務のグリーン化に取り組むとともに、低公害車を計画的に導入するなど、「環境にやさしい市役所」をめざします。															
推進プログラム	所管課	関係課	年度計画													
① グリーン化の推進 ^{*17}	環境対策課	全課	20	21	22	23	24									
② 低公害車の導入の推進 ^{*18}	管財課	関係各課	検討・実施													

*17 グリーン化：環境に配慮した取組を実施し、CO₂をはじめとする温室効果ガスの削減と循環型社会の実現をめざすこと。

*18 低公害車：ガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の環境負荷物質や騒音・振動などの公害の発生を大幅に抑えた車両。電気・天然ガス・メタノール・ハイブリッド車などがこれに当たる。

(2) 窓口サービスの向上

整理番号	3
------	---

推進項目	窓口業務の充実	所管課	関係課	年度計画				
				20	21	22	23	24
実施概要	●市民サービスの向上に向け、窓口のワンストップ化を進めるとともに、サービス提供時間・提供場所の拡大など、一層の充実を図ります。							
① 総合窓口サービスの充実	企画課	関係各課	検討・実施					→
② 窓口サービス提供時間の延長	市民課	関係各課	検討・実施					→
③ 住民票等の自動交付機の設置	市民課	関係各課	検討・実施					→
*19 ④ 広域行政窓口サービスの拡充	市民課	関係各課	検討・実施					→
⑤ 相談窓口業務の拡充	関係各課		検討・実施					→
*20 ⑥ フロアマネジャーの活用	管財課		検討・実施					→
⑦ その他窓口サービス提供場所等の拡大	関係各課		検討・実施					→

整理番号	4
------	---

推進項目	市税等の納付環境の充実	所管課	関係課	年度計画				
				20	21	22	23	24
実施概要	●市税等の支払について、新たな納付窓口、納付方法を検討することにより、市民の利便性の向上を図ります。							
① 多様な納付方法の導入	納稅課	関係各課	検討・実施					→

*19 広域行政窓口サービス：県内の複数の地方公共団体が相互に証明書等の交付等に係る事務を委託することにより、住所登録地や本籍地の市町村に行くことなく、勤務地・就学地などの窓口で証明書等を受け取れる行政区域を越えた住民サービスのこと。

*20 フロアマネジャー：市民課等のフロアにおいて、庁舎の案内や書類の記載指導などをを行い、窓口における市民サービスの向上を図るもの。

(3) 公共施設のサービスの向上

			整理番号	5
推進項目	支所・出張所機能の充実			
実施概要	●支所の建て替えに併せ、機能の充実を図るとともに、支所・出張所等における取扱業務の拡充を図ります。			
推進プログラム		所管課	関係課	年度計画
				20 21 22 23 24
① (仮称)佐賀関市民センターの建設	企画課、管財課		検討・実施	
② その他支所建替えに伴う機能の充実	企画課、管財課	支所・出張所	検討	検討・実施 →
③ 支所・出張所取扱業務の拡充	支所・出張所		検討・実施	→

			整理番号	6
推進項目	公共施設の利用時間等の延長			
実施概要	●職員の時差通勤制度の導入や、公共施設案内・予約システムのリニューアル等により、公共施設の利用時間等を延長し、市民の利便性の向上を図ります。			
推進プログラム		所管課	関係課	年度計画
				20 21 22 23 24
① 時差通勤制度の実施	人事課	関係各課	検討・実施	→
② ^{*21} 公共施設案内・予約システムの利便性の向上	生涯学習課	関係各課	検討・実施	→
③ その他公共施設の利用時間等の延長	関係各課		検討・実施	→

			整理番号	7
推進項目	公共サービスの利用場所等の拡大			
実施概要	●できるだけ市民が身近な場所で公共サービスを受けられるよう、公共サービスの利用場所等の拡大を図ります。			
推進プログラム		所管課	関係課	年度計画
				20 21 22 23 24
① 幼保連携の取組	教育企画課、子育て支援課	教育指導課	検討・実施	→
② 団体貸出・返却の校区公民館への拡充	生涯学習課		検討・実施	→
③ その他公共サービスの利用場所等の拡大	関係各課		検討・実施	→

*21 公共施設案内・予約システム：本市の公共施設の講座情報や施設概要、部屋の空き状況をコンピュータで市民に提供し、利用者登録した市民は申込等を街頭端末、インターネットで行うことができるシステムのこと。

*22 幼保連携：就学前の教育（幼稚園）・保育（保育所）を一体としてとらえ、一貫して提供する新たな枠組みのこと。

(4) 情報化によるサービスの向上

整理番号	8
------	---

推進項目	電子自治体の推進	所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
実施概要	●IT(情報技術)を活用して、新たなシステムの構築や業務の情報化を推進することにより、市民サービスの向上を図ります。			検討	実施			
*23 ① 統合型GIS(地理情報システム)の導入	情報政策課	関係各課						
*24 ② ブロードバンド環境の整備	情報政策課			検討・実施				
③ その他業務等の情報化	情報政策課	関係各課		検討・実施				

整理番号	9
------	---

推進項目	インターネットの活用によるサービスの充実	所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
実施概要	●ホームページをリニューアルし、市民が見やすい、分かりやすいホームページづくりに努めるとともに、電子申請・届出が可能な手続を拡大し、市民の利便性の向上を図ります。							
推進プログラム								
① ホームページのリニューアル	情報政策課	広聴広報課	検討	→	実施			
② 電子申請・届出の拡充	情報政策課	関係各課	検討・実施					

*23 統合型G I S：府内の各種業務間で共通して利用可能な地図データを一元管理し、各部署で活用できる府内横断的なシステムのこと。これにより、データの重複整備を防ぎ、整備コストの削減、業務の効率化、高度化が実現可能となる。

*24 ブロードバンド環境：光ブロードバンド、ADSL、ケーブルテレビインターネット、無線などによるインターネット環境のこと、広帯域と呼ばれる。電話回線による環境（狭帯域）に比べ、映像などの大きなデータを高速でやりとりすることができるといったメリットがある。

2. 市民協働によるまちづくりの推進

(1) 市民協働のしくみづくり

		整理番号		10							
推進項目	市民参加のためのしくみの構築										
実施概要	●市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進するため、より多くの市民が参加できるようなしくみを構築します。										
推進プログラム		所管課	関係課	年度計画							
				20	21	22					
*25 ① 自治基本条例策定の取組	企画課	全課	検討	→	実施						
*26 ② あなたが支える市民活動応援事業の創設	市民協働推進課	市民税課	検討・実施								
③ 人材情報の一元化	市民協働推進課	関係各課	検討・実施								
*27 ④ 生き生き学習サポート事業の創設	教育指導課		検討・実施								
*28 ⑤ 豊の都市ひとづくり委員会の設立	生涯学習課	関係各課	検討・実施								
*29 ⑥ 地区公民館長公募制の導入	生涯学習課		検討・実施								
				23	24						

		整理番号		11							
推進項目	審議会機能等の充実										
実施概要	●透明性・公正性を図るため、審議会等の会議公開制度を創設します。 ●市民の市政参加の促進を図るため、公募制を推進するとともに、女性委員の登用率の向上を図ります。										
推進プログラム		所管課	関係課	年度計画							
				20	21	22					
① 審議会等の会議公開制度の創設	人事課	関係各課	検討	実施							
② 審議会委員等の公募制の推進	人事課	関係各課	検討・実施			→					
③ 女性委員の積極的登用	男女共同参画 推進室	関係各課	検討・実施			→					
				23	24						

*25 自治基本条例：自治（まちづくり）の基本理念と自治体を構成する市民、議会、行政のそれぞれの役割や責務等を定めた条例のこと。

*26 あなたが支える市民活動応援事業：NPO法人やボランティア団体などの自主事業に対して、市民が支援したい団体を選び、その市民の個人市民税の一部相当額等を市が補助金として支援するもの。

*27 生き生き学習サポート事業：より専門的な技術指導や農作物の栽培など幅広い分野で活躍する専門家を登録し、指導者として市内小中学校に派遣することにより、子どもの身の回りの社会的事象に対する興味・関心、意欲の喚起や自ら学び自ら考える力の育成に努めるもの。

*28 豊の都市ひとづくり委員会：学校・保護者・企業・団体・地域住民が一緒になって、子どもたちを見守り成長を支えていくことをめざし、そのための仕組みを作ったり、具体的な事業を企画・実施する委員会のこと。

*29 地区公民館：社会教育法第21条の規定により市町村が設置する公民館及び民法34条の規定により法人が設置する公民館で、本市が直接運営する中央公民館をはじめとする12の公民館とグリーンカルチャーセンターを指す。

(2) 市民と行政の情報の共有化

整理番号	12
------	----

推進項目	市民からの意見の反映	所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
*30 ① おでかけ市長室の開催	広聴広報課	関係各課	検討・実施					→
*31 ② 市民政策提言制度の活用	市長室	関係各課	検討・実施					→
*32 ③ 市民意見公募手続(パブリック・コメント)制度の活用	広聴広報課	関係各課	検討・実施					→
*33 ④ 市政モニター制度の活用	広聴広報課	関係各課	検討・実施					→
*34 ⑤ ワークショップの活用	企画課	関係各課	検討・実施					→

整理番号	13
------	----

推進項目	充実した行政情報の提供	所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
*35 ① 大分市仕事宣言の推進	市長室	企課	検討・実施					→
② 情報公開制度の充実	情報公開室	企課	検討・実施					→
③ ホームページの活用	広聴広報課	企課	検討・実施					→
*36 ④ まちづくり出張教室の開催	広聴広報課	関係各課	検討・実施					→
⑤ 中期財政計画など財政状況の公表	財政課		検討・実施					→
⑥ その他各種情報の提供	広聴広報課	企課	検討・実施					→

*30 おでかけ市長室：市長が地域に出向き、地域や団体の方々と直接対話することにより、それぞれが抱える課題や意見、提言を市政運営に反映させていこうとするもの。

*31 市民政策提言制度：本市の活性化や市民サービスの向上につながるものなど斬新で建設的な提言を幅広く市民から募集し、市政に反映させるとともに、市民の市政への参画意識の高揚を図ろうとするもの。

*32 市民意見公募手続(パブリック・コメント)制度：市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等の策定にあたり、広く市民の意見を公募し、意見等を考慮した上で最終的な意思決定を行おうとするもの。

*33 市政モニター制度：市政への理解を深めていただくとともに、意見・提言等を市の施策に活用するための制度で、現在 92 名をモニターとして委嘱している。

*34 ワークショップ：英語で「研究会、作業場」の意味で、1 つのテーマに対して、住民と行政が共通の体験や話し合いを通じ、相互理解を深めた上で、合意形成を図る手法のこと。

*35 大分市仕事宣言：各部局長が年度当初に年間の仕事の目標やスケジュールを示し、実行していこうとするもの。

*36 まちづくり出張教室：市の事業や施策について、市民が聞きたい・知りたい事項をその担当職員が出向いて教室を開催するもの。

整理番号	14
------	----

推進項目	個人情報の適正管理						
実施概要	●市が保有する個人情報を守るために、個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策の充実を図ります。						
推進プログラム	所管課	関係課	年 度 計 画				
			20	21	22	23	24
① 個人情報保護制度の充実	情報公開室	全課	検討・実施				
② *37 情報セキュリティ対策の充実	情報政策課	全課	検討・実施				

(3) 市民協働による行政の展開

整理番号	15
------	----

推進項目	地域コミュニティ活性化の推進						
実施概要	●地域における市民活動や地域からの情報発信について、行政が積極的に支援することにより、活力のある個性豊かな地域づくりを推進します。						
推進プログラム	所管課	関係課	年 度 計 画				
			20	21	22	23	24
① 地域まちづくり活性化事業・ご近所の底力再生事業等の展開	*38 市民協働推進課	支所・出張所	検討・実施				
② 総合型地域スポーツクラブの設立・育成	*40 スポーツ・健康教育課		検討・実施				
③ 地域コミュニティネットの活用	*41 情報政策課		検討・実施				

*37 情報セキュリティ対策：行政が保有する個人情報を含む様々な情報（データ）について、その運用と保管の安全を脅かす天災や機器の障害、コンピュータウイルスなどの不正プログラム、情報の漏えい等から守るために、人的、物的、機械的な面からの対策を講じること。

*38 地域まちづくり活性化事業：支所・出張所管内に居住する市民が地域の課題解決や活性化につながる事業を発案し、その事業を市民と行政が協働で取り組むもの。

*39 ご近所の底力再生事業：自治会が行う地域コミュニティの再生や地域のさまざまな課題解決を図るために事業を市が支援するもの。

*40 総合型地域スポーツクラブ：子どもから大人まで様々なスポーツを愛好する人が、それぞれの趣向、レベルに合わせて参加できる、地域住民自らが自主的・主体的に運営するスポーツクラブのこと。

*41 地域コミュニティネット：市民の手によるまちづくりや地域活動の活性化を支援することを目的に作成した小学校区ごとのホームページで、歴史や風景、行事・イベント、活動記録など地域に密着した情報を市民自ら発信するもの。

推進項目	協働によるひとづくり・まちづくり							
実施概要	●地域におけるボランティア活動等を通して、市民のボランティア活動に対する理解と自発的な社会奉仕精神の醸成を図るとともに、市民一人ひとりの知恵と力を結集した協働のまちづくりを進めます。							
推進プログラム		所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
① 日本一きれいなまちづくり運動の推進	市民協働推進課	全課	検討・実施					→
*42 ② きれいにしようえおおいた推進事業の展開	清掃管理課		検討・実施					→
*43 ③ *44 自主防災組織の結成と防災指導者養成事業の推進	防災・危機管理室		検討・実施					→
*45 ④ 健康推進員や運動指導員による健康づくりの推進	健康課		検討・実施					→
*46 ⑤ みんなの森づくり事業の推進	公園緑地課		検討・実施					→
⑥ 第63回国民体育大会における市民ボランティア活動等の促進	総務企画課	競技運営課	検討・実施					
*47 ⑦ 路上違反広告物除却推進員の活用	景観推進室		検討・実施					→
*48 *49 豊の都市すこやか放課後子ども教室の推進	生涯学習課		検討 検討・実施					→
⑨ その他各種ボランティアの活用	関係各課		検討・実施					→

推進項目	NPO法人等との協働の推進							
実施概要	●公共サービスの提供に当たり、NPO法人等との連携を図ることにより、市民協働を推進します。							
推進プログラム		所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
① 企画提案型協働モデル事業の実施	市民協働推進課	関係各課	検討・実施					→
② その他協働事業等の推進	市民協働推進課	関係各課	検討・実施					→

*42 きれいにしようえおおいた推進事業：道路や公園等の公共空間を清掃するボランティア団体を募り、環境美化活動を行うことにより、美化意識の高揚を図るとともに、日本一きれいなまちづくりの推進に寄与しようとするもの。

*43 自主防災組織：災害対策基本法に規定する地域住民による任意の防災組織であり、主に自治会が母体となって地域住民が自主的に連携し、防災活動を行うもの。

*44 防災指導者養成事業：日本防災士機構によって認定される防災士制度を活用し、防災士（防災指導者）を養成し、地域に配置することで、地域の防災力の向上を図ろうとするもの。

*45 健康推進員：保健衛生思想の普及・啓発や、健康増進に関する事業など、市民と行政が協働して行う健康づくりに関する事業を地域の中で実践してもらう委員のこと。

*46 みんなの森づくり事業：どんぐりを地域貨幣として活用した「みどりの夢銀行」による事業展開により、市民・事業者・行政が協働して、緑の環境を守り、創り、育てようとするもの。

*47 路上違反広告物除却推進員：電柱などに設置されたはり紙、はり札、立看板などの違反広告物を除却する市民ボランティアのこと。

*48 豊の都市すこやか放課後子ども教室：小学生を対象に、小学校の教室や公民館などを活用して、放課後や週末等に地域の人が中心となって実施するスポーツや勉強、文化活動等の教室のこと。

*49 企画提案型協働モデル事業：公益的なテーマに沿った事業の企画提案をNPO法人より受け、同じ目的をNPO法人と行政が共有しながら、ともに対等なパートナーとして公共サービスの提供を行っていこうとするもの。

3. 効率的な行政システムの確立

(1) 業務の効率化等の推進

					整理番号	18		
推進項目	行政事務の効率化							
実施概要	●事務処理手法・手順等を見直すことにより、行政事務の効率化を図ります。							
推進プログラム		所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
① 総務事務の一元化	人事課	全課	検討	→	実施			
② 滞納市債権の情報共有化	税制課	関係各課	検討・実施					
*50 ③ 外部監査制度の活用	人事課	関係各課	検討・実施					
④ その他行政事務の見直し	全課		検討・実施					

					整理番号	19		
推進項目	事務事業の整理・合理化							
実施概要	●行政評価制度の取組などを通じて、事務事業等の見直しを行います。							
推進プログラム		所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
*51 ① 行政評価制度の活用	行政改革推進室	全課	検討・実施					
② 各種補助金・負担金の見直し	財政課	関係各課	検討・実施					
③ その他事務事業の見直し	関係各課		検討・実施					

*50 外部監査制度：地方自治法の規定に基づき、更なる監査機能の向上を図るため、監査委員の監査制度とは別に、地方公共団体の組織に属さない公認会計士などの高度な専門的知識を有する外部監査人が監査を行う制度。

*51 行政評価制度：行政が行う事務事業などを「行政が行う必要があるか」「コストは妥当か」などという観点から評価・検証し、その改善を図っていくとする制度。

整理番号	20
------	----

推進項目	業務執行方式の見直し	所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
① ごみ収集運搬業務の見直し	清掃業務課	関係各課	検討・実施					→
② 学校給食調理業務の見直し	スポーツ・健康教育課	関係各課	検討・実施					→
③ 小中学校等の校務員、事務補佐員業務の見直し	教育総務課	関係各課	検討・実施					→
④ 移動図書館業務の廃止	生涯学習課	関係各課	検討・実施					
⑤ 養護老人ホーム清心園の民間移譲	長寿福祉課	関係各課	実施					
⑥ 大分高等専修学校の廃止	教育指導課	関係各課	検討	→	実施			
⑦ その他業務の見直し	関係各課		検討・実施					→

整理番号	21
------	----

推進項目	公共施設の建設、維持管理、運営等の見直し	所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
① PFI手法等の活用 ^{*52}	企画課、管財課	関係各課	検討・実施					→
② 指定管理者制度の活用 ^{*53}	行政改革推進室	関係各課	検討・実施					→

整理番号	22
------	----

推進項目	公用自動車の見直し	所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
① 公用自動車のリース化	管財課	関係各課	検討・実施					→
② タクシー利用の推進	管財課	関係各課	検討・実施					→
③ その他公用自動車の見直し	管財課	関係各課	検討・実施					→

*52 PFI手法：プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略で、公共施設等の整備を行う際に、施設の設計・建設・維持管理・運営について、民間の資金並びに経営能力・技術力（ノウハウ）を活用して整備する事業手法のこと。

*53 指定管理者制度：地方公共団体が管理する公の施設について、地方公共団体が指定する民間事業者を含めた団体等にその管理を行わせ、市民サービスの向上と行政コストの縮減等を図ろうとする制度。

推進項目	公共工事等の見直し				
実施概要	●工事の計画・設計の見直しや発注の効率化等により、公共工事のコスト縮減を図るとともに、入札制度における一層の透明性、客觀性、競争性の向上に取り組みます。				
推進プログラム		所管課	関係課	年 度 計 画	
				20	21
① 公共工事のコスト縮減	契約監理課	関係各課	検討・実施		
*54 ② 総合評価落札方式の活用	契約監理課	関係各課	検討・実施		
*55 ③ 一般競争入札等の拡大	契約監理課	関係各課	検討・実施		

(2) 組織機構の見直し

推進項目	時代の要請に効果的かつ的確に対応する組織体制の充実				
実施概要	●自主・自立・市民協働を基本とする地方主権時代にふさわしい組織体制の構築を図るとともに、市民に分かりやすい組織名に変更します。				
推進プログラム		所管課	関係課	年 度 計 画	
				20	21
① 地方主権時代にふさわしい組織体制の構築	人事課	関係各課	検討・実施		
② 市民に分かりやすい組織名への変更	人事課	関係各課	検討・実施		

推進項目	簡素で効率的な組織体制の整備と横断的・弾力的な組織の活用				
実施概要	●組織の統廃合や縮小を図るとともに、グループ制を必要に応じて導入します。 ●プロジェクトチーム等を活用し、横断的・弾力的な組織の運用を行います。				
推進プログラム		所管課	関係課	年 度 計 画	
				20	21
① グループ制の活用	人事課	関係各課	検討・実施		
*56 ② プロジェクトチーム等の活用	人事課	関係各課	検討・実施		
③ その他組織の統廃合	人事課	関係各課	検討・実施		

*54 総合評価落札方式：入札者の価格だけではなく、その施工計画や実績など価格以外の要素も含めて総合的に評価（数値化）し、評価値が最も高い者を落札者とする落札者の決定方式のこと。

*55 一般競争入札：競争入札のうち、入札案件の概要や入札参加資格等を公告して参加を募り、参加者同士で競争を行わせ、発注者にとって最も有利な条件をもって申込をした者を落札者とする契約方式のこと。

*56 グループ制：従来の係制を見直し、平成13年4月より導入。業務の増減繁閑や新たな行政課題に応じ、課内の組織（グループ）の編成を隨時組み替えることにより、業務量の均一化を図るとともに、効率的かつ動態的な組織の構築を目的とした組織形態。

*57 プロジェクトチーム：特定の計画、課題を達成するために、各部門からそれぞれ専門的知識を有する者を集めて組織し、達成後は元の職場に戻るといった臨時組織のこと。

(3) 人事・給与等の見直し

整理番号	26
------	----

推進項目	職員の適正配置				
実施概要	●職場ごとの業務量を把握し、それに基づく職員の適正な配置を図るとともに、再任用、嘱託、臨時職員を活用し、効率的な人員配置を行います。				
推進プログラム	所管課	関係課	年 度 計 画		
			20	21	22
① 業務量に見合った職員の適正配置	人事課	全課	検討・実施		
② 再任用、嘱託、臨時職員の効率的活用	人事課	全課	検討・実施		

整理番号	27
------	----

推進項目	職員提案等の積極的活用				
実施概要	●職員からの建設的な意見や提案を積極的に活用することにより、職員の政策形成能力の向上を図るとともに、職員からのボトムアップの市政運営をめざします。				
推進プログラム	所管課	関係課	年 度 計 画		
			20	21	22
① ティー・トークの実施・活用	職員厚生課、市長室	全課	検討・実施		
② 職員提案制度の活用	市長室	全課	検討・実施		
③ アントレプレナーシップ事業制度の活用	市長室	全課	検討・実施		

整理番号	28
------	----

推進項目	職員の意識改革と人材育成				
実施概要	●人材育成基本方針に基づき、職員の能力開発や倫理の向上に努めるとともに、健康管理にも配慮しながら、情熱あふれ、市民に信頼される職員を育成します。				
推進プログラム	所管課	関係課	年 度 計 画		
			20	21	22
① コンプライアンス（法令遵守）条例の制定	人事課	全課	検討	実施	
② 人材育成基本方針の推進	職員厚生課、人事課	全課	検討・実施		
③ 長期療養職員復帰サポート制度の活用	人事課	全課	検討・実施		

*58 ティー・トーク：市長と職員が自由に意見交換し、情報の共有化を図るとともに、職員の意見や提言を市政運営に活用していくとするもの。

*59 職員提案制度：市長に直接届いた職員の積極的な提案を市政に活用していくことで、市民サービスの向上と職員の意識改革を図ろうとするもの。

*60 アントレプレナーシップ事業：職員自らが新規事業を企画、提案し、採択されれば事業化までを行うことで、職員の意識改革と組織の活性化を図るとともに、「市民のための事業」を推進しようとするもの。

*61 コンプライアンス（法令遵守）条例：職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、市民の負託にこたえ信頼される市政を確立し、市民の利益を保護することを目的とする条例のこと。

*62 人材育成基本方針：平成19年3月に策定した「大分市人材育成基本方針」のこと。この中で、本市が求める職員像、将来における採用、任用、研修等の本市における人材育成の基本的な考え方を明確にしている。

*63 長期療養職員復帰サポート制度：本人や家族、産業医や主治医及び所属長が連携し、長期に療養した職員がスムーズに職場復帰及び疾患の再発防止を図ることを目的に「大分市長期療養職員の職場復帰サポート制度実施要綱」に基づき、平成18年11月より実施している制度のこと。

推進項目	給与の適正化等							
実施概要	●国や他の地方公共団体の状況等を調査・検証しながら、各種手当の見直しや時間外勤務の縮減による手当の削減など、給与の適正化等に努めます。							
推進プログラム		所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
① 給与・各種手当等の適正化	人事課	全課	検討・実施					
② 時間外勤務の縮減による手当の削減	人事課	全課	検討・実施					

(4) 健全な財政運営の確保

推進項目	効率的な予算編成							
実施概要	●適正なプライマリーバランスの確保を図るとともに、分権型予算制度を活用し、各部局長の権限を拡大した効率的な予算編成を行います。							
推進プログラム		所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
*64 ① 適正なプライマリーバランスの確保	財政課	全課	検討・実施					
*65 ② 分権型予算制度の活用	財政課	全課	検討・実施					

推進項目	新たな財政分析手法の導入							
実施概要	●市の財務状況等をより正確に把握することにより、限られた財源を効率的・効果的に活用し、健全な財政運営を行います。							
推進プログラム		所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
*66 ① 公会計の整備	財政課		検討・実施					
*67 ② 健全化判断比率の導入	財政課		検討・実施					

*64 プライマリーバランス：市債の借入れによる借金を除いた歳入と、過去の借金の元利払いである公債費を除いた歳出を比較した基礎的財政収支のこと。

*65 分権型予算制度：各部局が主体的判断のもと、事業の選択と財源配分に創意工夫をし、各部局に配分された財源の範囲内で予算編成を行おうとする制度。

*66 公会計の整備：地方公共団体単体に第3セクター等の関連団体も含む連結ベースで「貸借対照表」「行政コスト計算書」等の整備を行い、より正確な財政状況等を把握しようとするもの。

*67 健全化判断比率：自治体財政の健全度を測るための基準であり、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」等を指す。

整理番号	32
------	----

推進項目	地方債の効率的活用				
	<ul style="list-style-type: none"> ●地方債の活用に当たっては、適切な借入期間を設定するとともに、後年度の財政負担を軽減し、弾力的な財政構造とするため、借入利率の高い地方債の繰上償還を実施します。 ●市民の行政への参加意識の高揚と資金調達手法の多様化を図るため、住民参加型市場公募地方債を発行します。 				
推進プログラム	所管課	関係課	年 度 計 画		
			20	21	22
① 借入利率等を考慮した借入期間の設定	財政課	関係各課	検討・実施		
② 借入利率の高い地方債の繰上償還	財政課	関係各課	検討・実施		
③ *68 住民参加型市場公募地方債の発行	財政課	関係各課	検討・実施		

整理番号	33
------	----

推進項目	市税の安定的確保				
	<ul style="list-style-type: none"> ●歳人の根幹である市税収入を確保するため、収納率の向上に向けた取組を推進します。 				
推進プログラム	所管課	関係課	年 度 計 画		
			20	21	22
① 口座振替の促進	納税課		検討・実施		
② 滞納整理の強化	納税課		検討・実施		

整理番号	34
------	----

推進項目	受益者負担の適正化				
	<ul style="list-style-type: none"> ●使用料・手数料などの受益者負担について、市民サービスの受益に応じ公平に負担を求めるという観点から、その適正化を図ります。 				
推進プログラム	所管課	関係課	年 度 計 画		
			20	21	22
① 使用料・手数料の見直し	財政課	関係各課	検討・実施		
② その他受益者負担の見直し	財政課	関係各課	検討・実施		

整理番号	35
------	----

推進項目	未利用地の有効活用				
	<ul style="list-style-type: none"> ●所管する全普通財産について、それぞれが最も経済的効果を發揮するために調査・分類を行い、転用・売却・貸付等を行います。 				
推進プログラム	所管課	関係課	年 度 計 画		
			20	21	22
① *69 普通財産の転用・売却・貸付等	管財課	関係各課	検討・実施		

*68 住民参加型市場公募地方債：地方公共団体が発行する債券を住民に購入してもらうことにより資金を調達する地方債のこと、資金調達方法の多様化・住民の地域参画意識の高揚などが主な目的である。

*69 普通財産：直接特定の行政目的のために供されるものではない財産のこと。

推進項目	^{*70} その他自主財源の確保							
	●広告料事業収入の確保など、あらゆる手法を凝らし、自主財源の確保に努めます。							
推進プログラム		所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
① 広告料事業収入の確保	管財課	関係各課	検討・実施					
② ^{*71} ネーミングライツの導入	管財課	関係各課	検討・実施					
③ その他自主財源の確保	財政課	関係各課	検討・実施					

推進項目	^{*72} 特別会計の健全化							
	●独立採算制の観点から、一般会計繰入金の縮減を図るなど、特別会計の健全化に向けた取組を行います。							
推進プログラム		所管課	関係課	年 度 計 画				
				20	21	22	23	24
① 国民健康保険特別会計の健全化	国保年金課		検討・実施					
② 国立公園高崎山自然動物園事業特別会計の健全化	観光課		検討・実施					
③ 交通災害共済事業特別会計の廃止	生活安全推進室		実 施	→				
④ 公共下水道事業特別会計の健全化・企業会計方式の導入	下水道計画課	関係各課	検討・実施					
⑤ 公設地方卸売市場事業特別会計の健全化	公設地方卸売市場		検討・実施					
⑥ 農業集落排水事業特別会計の健全化	耕地林業課		検討・実施					
⑦ 介護保険特別会計の健全化	長寿福祉課		検討・実施					
⑧ その他特別会計の健全化	関係各課		検討・実施					

*70 自主財源：地方公共団体が自主的に収入し得る財源で、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のこと。

*71 ネーミングライツ：「施設命名権」と呼ばれ、公共性の高い施設に、企業名、製品名、商品名などのブランド名などを付与する権利のこと。施設所有者が命名権を販売することで、施設の建設や維持にかかる資金を得ることができるようになる。

*72 特別会計：地方公共団体が特定の事業について、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、一般会計とは別に設置する会計で、大分市では現在 16 の特別会計がある。

*73 企業会計方式：現金主義の単式簿記を採用している公会計について、発生主義の複式簿記を導入し、減価償却費なども踏まえた事業に要する費用の総体を把握しようとするもの。

整理番号	38
------	----

推進項目	水道事業会計の経営健全化	所管課	関係課	年 度 計 画				
20	21	22	23	24				
① 漏水量の抑制・有効率の向上 ^{*74}	水道局給水課 ^{*75}		検討・実施					→
② 公共工事の効率的施工	水道局配水課		検討・実施					→
③ 企業債の効率的活用	水道局経理課		検討・実施					→
④ 未利用財産の売却・貸付等	水道局経理課		検討・実施					→
⑤ 滞納整理の強化	水道局各営業所		検討・実施					→
⑥ 事務事業評価システムの導入	水道局総務課	水道局全課	検討・実施					→
⑦ 業務執行方式の見直し	水道局総務課	関係各課	検討・実施					→
⑧ 再任用職員の活用	水道局総務課		検討・実施					→

整理番号	39
------	----

推進項目	外郭団体等の自立化の促進	所管課	関係課	年 度 計 画				
20	21	22	23	24				
① 高崎山管理公社業務の見直し	観光課		検討・実施					→
② 土地開発公社業務の見直し	管財課		検討・実施					→
③ その他外郭団体等の自立化の促進	関係各課		検討・実施					→

*74 漏水量：配水管及び給水管（配水管の分岐からメーターまで）から漏れ出した水量のこと。

*75 有効率：浄水場からの総給水量に対する需要者に届いた水量の割合のことで、水道管からの漏水等を示す指標となる。平成 18 年度現在、大分市の有効率は、約 91% となっている。